

# 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書

富山県森林・山村多面的機能推進協議会

## 第1章 総則

第1条 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）の実施にあたっては、森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この業務方法書に定めるところによるものとする。

（業務運営の基本方針）

第2条 協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、交付金の交付決定に当たって林野庁長官から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に、実施要領別紙2の要件を満たす活動組織（以下「活動組織」という。）に対する交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営する。

2 協議会は、実施要綱その他法令等を遵守する活動組織が、本業務方法書に定めた手続に従って交付金の交付の対象となる活動を行う場合、交付金を交付するものとする。

## 第2章 事業の実施

（交付金の管理）

第3条 協議会は、国から交付を受けた交付金について、森林・山村多面的機能発揮対策交付金会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定項目を設けることとする。

2 協議会は、交付金を当該用途以外の用途に使用してはならない。

3 協議会は、第1項の交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

4 協議会は、毎年度、交付金に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

（活動組織）

第4条 交付金事業の実施する活動組織は、実施要領等に定めるほか、下記事項を遵守するものとする。

（1）次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けおくこと

一 活動組織規約

二 役員等の氏名及び住所を記載した書面

三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳

四 その他代表が必要と認めた書類

- (2) 交付金に係る書類については、事業終了年度の翌年度から5年間保存すること
- (3) 交付金に係る経費については、他の会計と区分し、経理すること
- (4) 採択申請書（事業費、事業内容等）及び活動計画書の作成にあたっては、総会の承認を得る等、活動組織での合意が図られていること
- (5) 交付金の支出者は代表とする
- (6) 交付金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない
- (7) 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にいき、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確すること
- (8) 金銭を出納したときは、領収証を発行すること  
なお、金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しない
- (9) 交付金に係る支払いについては、最終受取人から領収証を徴収し（領収証の徴収が困難な場合はレシート等でも可）、関係書類とともに管理すること  
なお、金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる
- (10) 交付金を使用して購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理すること
- (11) 各年度において交付金事業が終了した際には、決算を行うとともに、監査役等が監査を行うこと

（交付金に係る採択申請及び採択決定）

第5条 交付金の採択を受けようとする活動組織の代表者は、実施要領別紙3第4の3

(1)に基づき採択申請書を作成し、活動計画書に協定及び活動組織の運営に関する規約等（以下「規約等」という。）を添え、活動組織の事務所を所管する下記機関に提出すること。

(1) 活動組織が、自治会等の地域住民で構成する団体の場合  
市町村（林務担当部局）

(2) 活動組織が、(1)以外の者の場合  
県農林振興センター（森林整備課）

2 前項の採択申請書が提出されたときは、県農林振興センター又市町村は書類を調査し、その内容が適正であると認められるときは、県農林振興センターを經由して協議会長に提出するものとする。

3 前項の採択申請書が提出されたときは、協議会長は提出があった書類を審査し、当該活動組織に交付金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、国からの交付決定後、実施要領別紙3第4の3(2)により、速やかに活動組織の代表者に交付金に係る採択決定書を交付するものとする。

4 活動組織の代表者は、次に定める事項の変更が生じた場合は、実施要領別紙3第4の5に基づき、活動計画書に変更があった協定又は規約等を添え、第5条第1項に定める機関を經由し、協議会長に提出しなければならない。

- (1) 対象森林面積の変更
  - (2) 活動回数に応じた単価が設定されている活動内容については、活動回数
  - (3) 資機材・施設の整備については、内容の変更。ただし、交付金の減額や数量の減は除く。
  - (4) 活動の中止又は廃止
  - (5) 第5条第3項により通知された交付金総額の30%を超える減額
- 5 協議会長は、前項の申請があり、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、速やかにその旨を活動組織の代表者に通知するものとする。
  - 6 活動組織の代表者は、第4項に該当しない活動計画書、協定又は規約等の変更をしたときは、変更があった書類を添え、協議会長に届出を行うものとする。

(交付金に係る申請及び支払)

- 第6条 交付金の交付を受けようとする活動組織の代表者は、実績に応じ、別記様式第1号及び別記様式第2号を第5条第1項に定める機関に、提出するものとする。
- 2 活動組織の代表は、前項により交付金を受けようとするときは、6月末、9月末、1月末日迄に実績に応じ、提出するものとする。
  - 3 第1項の提出があったときは、県農林振興センター又は市町村は書類を調査し、その内容が適正であると認められるときは、県農林振興センターを経由して協議会長に提出するものとする。
  - 4 前項の提出があったときは、協議会長は提出があった書類を審査し、適当と認められるときは、速やかに交付金を活動組織に交付するとともに、別記様式第3号により通知するものとする。この際、支出勘定項目を明確にしておくこととする。

(交付金の対象範囲)

- 第7条 交付金については、活動組織が実施要領別紙3第4の2に定められた活動計画を実施するために必要な経費について、支援の対象とする。

(交付金の返還)

- 第8条 活動組織が活動等を実施するに当たり、協定及び活動計画に定められた事項が遵守されていない場合等には、協議会長は、期日を定めて、是正又は活動組織に対して交付した交付金の全部又は一部について、返還を求めるものとする。
- 2 前項により交付金の返還を求める場合、協議会長は活動組織への交付金の交付を停止し、交付金の返還を求める理由、返還の額及び返還の期日を記載した書面を活動組織の代表者に送付しなければならない。
  - 3 交付金の返還を求められた活動組織は、前項の期日までに求められた額を協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、活動組織の代表者は、協議会長に対し、期日の延長を請求することができる。この措置を請求場合には、活動組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに協議会長に提出しなければならない。
  - 4 協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載し

た書面を活動組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあつては、その旨を活動組織の代表者に通知しなければならない。

- 5 協議会長からの交付金の返還請求に基づき、活動組織から交付金の返還があつた場合、協議会長は、活動組織の代表者の交付金に係る活動の再開に係る意思を確認し、第5条第1項の経手を経た後、交付金の交付を再開するものとする。
- 6 第1項において、自然災害等やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還を免除することとする。

### 第3章 報告

(実施状況の報告)

第9条 活動組織の代表者は、毎年度、交付金事業の完了後、実施要領別紙3第4の7により交付金の実施状況報告書を作成し、別記様式第2号、活動記録及び金銭出納簿又はその写しを添えて、事業完了日から起算して1箇月を経過した日、または1月末日のいずれか早い期日までに、第5条第1項に定める機関に、提出するものとする。

- 2 前項の実施状況報告書が提出されたときは、県農林振興センター又市町村は、提出があつた書類を確認調査するものとする。

また、提出があつた実施状況報告書の件数の概ね10%を無作為に抽出し、現地調査及び資機材の購入、人件費・業務委託費の支払について確認を行うこととする。

なお、資機材の購入、人件費・業務委託費の支払の確認は、下記により行う。

#### (1) 資機材の購入

資機材の領収書発行者に、購入の有無について確認するものとする。なお確認件数は、購入先5件につき1件とする。

#### (2) 人件費の支払

日報に記載された者に人件費の支払の有無について確認するものとする。なお確認人数は、人件費の支払い者50人につき2人程度とする。

#### (3) 業務委託費の支払

業務の委託者に支払の有無について確認するものとする。なお確認件数は、委託5件につき1件とする。

- 3 前項の確認の結果、県農林振興センター又市町村は、その内容が適正であると認められるときは、県農林振興センターを経由して協議会長に提出するものとする。
- 4 前項の提出があつたときは、協議会長は提出があつた書類を確認し、その結果について、実施要領別紙3第4の8(2)に基づき、活動組織の代表者に通知するものとする。
- 5 協議会長は、前項により報告があつた場合、実施要領別紙3第7に基づき、活動組織の活動の実施状況を取りまとめ、事業を実施した翌年度の5月末日までに、林野庁長官に報告するものとする。

### 第4章 雑則

(事業期間)

第10条 本対策の事業期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間とするもの

とする。

附 則

- 1 この業務方法書は、林野庁長官の承認のあった日から施行する。
- 2 この業務方法書は、平成 26 年度事業より適用する。
- 3 この業務方法書は、平成 26 年 12 月 1 日より適用する。

(別記様式第1号)

申請年月日	平成	年	月	日
平成	年度	第	号	

富山県森林・山村多面的機能推進協議会

会長 ○○ ○○ 殿

○○活動組織

代表 ○○ ○○ 印

平成○○年○月○日付け○号にて採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

交付申請額	項目	金額
	採択決定額 ①	円
	既交付額 ②	円
	今回申請額 ③	円
	採択決定額（年間交付額）との差額 ④=①-②-③	円

交付金振込口座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）												
	金融機関名										支店名		
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農 林中金												
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）												
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
	※ ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。												
	ゆうちょ銀行												
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
※													

口座名義	フリガナ											
	口座名義											
	住所	(〒 - )	都	道	市	区	府	県	町	村		

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付してください。

(別記様式第3号)

## 収 支 計 算 書

## 【収入】

財源内訳		額 (円)	内訳
国 補 助 金	①活動推進費		
	②地域環境保全タイプ (里山林保全)		
	③地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)		
	④森林資源利用タイプ		
	⑤森林機能強化タイプ		
	⑥教育・研修活動タイプ		
	⑦資機材・施設の整備	0	
	小 計	0	
自 己 資 金 等	団体の自己資金、 参加費、寄付金等	0	
	資機材・施設の整備に 係る自己負担	0	
	小 計	0	
合 計		0	

## 【支出】

支出科目		額 (円)	内訳
活 動 経 費	日 当		
	委 託 費		
	そ の 他		
	小 計	0	
資機材の購入等			
合 計		0	

※「資機材の購入等」は収入の「資機材・施設の整備」に該当する額を計上

※領収書等参考となる書類を添付すること

番 号  
年 月 日

〇〇活動組織

代表 〇〇 〇〇 殿

富山県森林・山村多面的機能推進協議会  
会長 〇〇 〇〇

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付について（第〇回）

平成〇年〇月〇日付けで交付申請のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、下記のとおり交付したので、森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書第6条第4項に基づき通知する。

記

1 第〇回交付額 (③) 円

2 交付額の内訳

項目	金額
採択決定額 ①	円
既交付額 ②	円
今回申請額 ③	円
採択決定額（年間交付額）との差額 ④=①-②-③	円